
減価償却政策

神戸商科大学名誉教授 中村萬次著

中央經濟社

著 者 紹 介

現在 神戸商科大学名誉教授
日本大学教授
商学博士（大阪市立大学）
本書により昭和35年度日本会計研究学会賞、上野・太田賞を受賞

著者との
了解により
検印省略

減価償却政策

昭和35年11月10日 初版発行

昭和55年3月15日 2版発行

著 者 中 村 萬 次

発行者 渡 辺 正 一

印刷者 高 木 正 臣

※ ※ ※

発行所 株式会社 中 央 経 済 社

東京都千代田区神田神保町1-31-2

電 話 ・ (293) 3 3 7 1 (編集部)

・ (293) 3 3 8 1 (営業部)

振替口座 ・ 東 京 0-8432

落丁・乱丁本はお取替え致します。 オリーブ印刷・美行製本

3034-150838-4621

序

減価償却の本質を究明することは、資本の本質を突きとめることであり、同時にそれは資本主義経済機構そのものの本質を解明する鍵となる。減価償却を生産原価要素や費用配分要因や、或いはまた金融要素などとして理解するだけでは、その計算的解剖を行なうにとどまることになり、到底その本質を究明することはできない。

減価償却は、資本主義経済の拡張再生産過程と密着しており、それは、資本のしたがってまた資本主義経済の生成・発展・転化の諸過程に照応して、資本に奉仕する下僕の役割を果してきたのである。したがって減価償却は、資本主義経済の各発展段階で醸成され、企業体内で意識される諸矛盾の克服策、すなわち資本の政策として機能的に把握しなければ、その本質を究明することはできない。減価償却を減価償却政策発展史として、歴史的、経済的に分析する必要がここにある。

資本主義経済は、生産力の発展とそれを圍繞する生産諸関係の矛盾として把握することによって、その真の姿を法則的に把握することができるのであるから、固定資本の特殊な回転形式である減価償却の本質も、常に変動する経済基盤との関連で、動的な視点で把握しなければ、減価償却政策の多様性を法則的に解明することはできない。

本書は、以上のような立場に立って、前期的商業資本における減価償却概念の萌芽過程から考察を始めて、産業資本主義・独占資本主義の確立過程、および独占期における危機の諸段階に至るまでの、減価償却政策の確立・転化の様相を、その償却政策を要請した資本の体質変化との関連で分析したものである。分析の手段と方法とは、あげてこれをマルクス・レーニンの弁証法的唯物論によったつもりである。

序

本書の内容の一部は、1955年以来「企業会計」を初め、各種の専門誌に寄稿したものから成っている。それらはいずれも紙数に制限があり、また構想を推敲するにしても時間的な制約があったので、著者の意図は十分に盛ることはできなかった。これらに若干の補正を加え、新たな内容を盛るとともに、体裁を整え、体系化を試みたのがこの小著である。

本書の内容と構成の概要は、巻末に付設された「解説」によって知ることができる。この「解説」は、本書の内容を忠実にダイジェストしているかどうかは別として、著者の意図するところを、若い世代の眼を通して、どのように受けとめたかを示すものであるから、本書理解への一応の手引となるであろう。

思えば、本書は、1960年日米新安全保障条約に抵抗する人民の闘争意識の昂まりに励まされて筆を進め、右翼テロの嵐の中で書き上げられた。ささやかなこの書物が、勤労者大衆へのいささかの希望の灯となれば、著者にとっては望外の喜びである。

小著の出版については、神戸商科大学教授田村実先生、明治大学松尾憲橘教授および中央経済社渡辺正一氏の御支援と御好意を賜った。なおこの機会に、貴重な資料を貸与された大阪市立大学・関西学院大学・一橋大学各図書館、およびこれら資料の閲覧の機会を与えられた木村和三郎・小島男佐夫・片野一郎諸先生に対し、御礼を申し上げる。またやっかいな校正と索引作成に協力された松本剛氏および西村明氏に対して厚く感謝する。

1960年10月30日

於白鷺城下

中村萬次

目 次

第1章 減価償却概念の萌芽的形成	3
§ 1 序	3
§ 2 減価償却概念形成上の基底——固定資産の評価損	4
(1) Littleton教授の減価償却観批判	4
(2) 使用による減損と価値の喪失——16・7世紀の減価償却観	6
§ 3 18世紀における減価償却観	9
(1) Mair における Littleton 教授の誤解	9
(2) Smeaton による設備更新の認識	11
(3) プロシヤ一般国法の規定	12
§ 4 19世紀——1840年までの減価償却観	14
§ 5 要 約	17
第2章 鉄道狂時代の減価償却政策	19
§ 1 鉄道狂時代	19
§ 2 資本維持と費用配分概念の萌芽(1833—1844年)	23
§ 3 イギリスにおける国家権力の介入と減価償却政策	35
§ 4 1845—1848年の減価償却政策	48
§ 5 1849—1877年における簿記書の減価償却概念の展開	54
§ 6 鉄道狂時代の終末と減価償却政策	58
§ 7 結 び	61
第3章 アメリカ鉄道事業における減価償却制度の確立過程	63
§ 1 鉄道事業における減価償却の制度化	63

目 次

§ 2	複会計制度の導入と廃棄会計政策の効果	73
§ 3	減価償却会計の制度的確立	79
第 4 章 減価償却の経済理論と会計理論との交渉		83
§ 1	減価認識の基底	83
§ 2	減価償却の経済学的認識——Smith・Ricardo と Marshal	84
§ 3	減価償却の経済学的概念の確立——Karl Marx	89
§ 4	減価償却の経済学的概念の転化	105
§ 5	更新準備金説との関連	113
第 5 章 減価償却と設備更新政策		115
§ 1	減価償却準備金と設備更新との相関関係	115
§ 2	償却・更新等式の適用	117
§ 3	アメリカにおける設備更新率と減価償却準備金	121
§ 4	イギリスにおける設備更新率と減価償却準備金	140
§ 5	設備更新・設備過剰・消費償却の制度化	144
第 6 章 資本蓄積政策としての減価償却税制の展開		151
§ 1	イギリスにおける減価償却規定の史的考察	151
§ 2	戦後イギリスにおける資本蓄積と減価償却政策	159
§ 3	アメリカにおける減価償却規定の史的考察	170
(1)	第 1 期 1934年までの減価償却規定	171
(2)	第 2 期 1934年以降の減価償却規定	175
(3)	第 3 期 1945年以降の減価償却規定	179
(4)	第 4 期 1954年歳入法による減価償却規定	183
§ 4	アメリカにおける加速償却政策の資本蓄積機能	185

目 次

第7章 経済変動下の更新原価論争	189
§ 1 償却基準価格論争とその背景	189
§ 2 Eisner による更新原価基準批判	196
§ 3 Mautz・Griffithによる反批判	202
§ 4 Eisnerによる再批判	209
§ 5 更新原価論争の政策性	211
第8章 平時加速償却政策と耐用年度分布	213
§ 1 加速償却政策の平時恒常化	213
§ 2 平時加速償却の技術構造	217
§ 3 耐用年度分布	219
§ 4 平時加速償却政策の階級性	232
第9章 定額償却法の検討	237
§ 1 Terborgh の減価償却政策	237
§ 2 減価償却費の配分基準	239
§ 3 時の経過に基づく資本価値の減少	243
(1) 理論的接近法	243
(2) 経験的接近法	246
§ 4 定額償却法の実証的吟味	250
§ 5 結 び	254
第10章 利益率法論争	257
§ 1 Bierman・Bower論争	257
§ 2 Bierman 理論の展開	257

目 次

§ 3	Bierman 理論への批判と Bower 理論の展開	263
§ 4	Biermanの反批判.....	268
§ 5	結 び	269
第 11 章 再投資償却法の技術構造とその経済的背景		271
§ 1	アメリカ独占体の要請	271
§ 2	再投資償却法の機構.....	275
§ 3	再投資償却法の効果.....	281
§ 4	技術革新と陳腐化の影響	282
§ 5	結 び	285
第 12 章 消耗性資産とディプリーション政策の展開		287
§ 1	消耗性資産の本質.....	287
§ 2	原初原価	289
§ 3	開発工事費	292
§ 4	消耗性資産の再評価・増加	296
§ 5	イギリス所得税のディプリーション規定	301
§ 6	アメリカ所得税のディプリーション規定	304
(1)	ディプリーション控除の生成——1909年法.....	304
(2)	ディプリーション控除の制度的確立——1913年法.....	307
(3)	市場価格法の確立——1916年法.....	308
(4)	発見価格法への推転——1918年法.....	309
(5)	定率法の制度化——1921年法以後.....	311
(6)	1954年法の規定.....	312
§ 7	ディプリーション政策の階級性	315
索 引	(事項・会社名・人名).....	321
解 説		335

減 価 償 却 政 策

第1章 減価償却概念の萌芽的形成

§ 1 序

減価償却会計政策の実践と普及、したがってまた減価償却概念確立の媒介をなしたものは、ブルジョア階級の代弁機関である当時の政府であった。独占形成の先頭を走っていたブルジョア階級にとっては、国家権力の企業経理面への積極的関与を招いて減価償却を通ずる固定資本の価値回収を公然と遂行することが必要であった。このことは計算意識の低かった群小ブルジョア階級にとっては、正に天与の恩恵とさえ映じた。しかしこの段階では、減価償却は、資本の単純な価値回収計算に止まって未だ資本の拡張再生産——償却政策を通ずる資本の拡大的蓄積という積極的な機能を果すものとはなりえなかった。經常控除は、固定資本の各要素の消耗にほぼ一致するよう評定され、「資本の実際の消耗と無関係に償却率を人為的に引上げる」(V. Antonov) という技術革新で矛盾を深められてきた独占段階の償却政策とは本質的に異なったものであった。

A. C. Littleton に多くの研究資料を提供したという Perry Mason は、初期における減価償却会計の雑多な取扱いを例示した論文でこのことに言及し「公益事業に対する政府の立法および所得税法の制定は、減価償却会計の組織的利用と、減価償却についての一般に認められた概念の普及に役立った¹⁾」と述べている。

鉄道公益事業における減価償却に関する立法、および所得税法による減価償却の認容は、いわば減価償却会計の形式的確立である。これよりさき既に資本は、実質的に固定資本をもって資本のとり値の特種の回転形式として認識していたわけであるから、減価償却概念の形式的な確立以前に、企業における実

第1章 減価償却概念の萌芽的形成

踐が先行されていたわけである。

流動資本のみならず、固定資本の原価性が認識せられ、減価償却の実践的処理が普及し、減価償却の概念が会計上確立するまでには多様な処理と概念の混乱があった。産業資本主義確立期までは、一般には固定資本の減価さえ意識せられず、それが意識せられた後においてさえ、事業により極めて雑多な取扱いがなされていた。減価償却についてのこれらの不統一な会計処理は、固定資本を歴史的にどのように意識してきたかという経済学的な思考と結びついている。また一方経営者は、資本の不均等な発展と資本間の競争に対処し、かつ配当ないし税務政策を考慮して臨機応変の資本の価値回収政策をとらなければならないという、実際上の要請も無視することはできない。減価償却政策についての経済学的思考と会計学的思考の関連は後述することとし、本章では私的な資本が徐々に集中され、蓄積され、社会的な資本となって威力を発揮していく過程で、部分的に消耗する固定資本の価値回収を、経営者がいかに意識して会計の統一ある体系に盛り込んでいったかを中心とし、減価償却概念確立過程展開への糸口としての萌芽的思考を分析することにする。

1) Perry Mason, "Illustrations of the Early Treatment of Depreciation," *The Accounting Review*, 1933, Sept., p. 209.

§ 2 減価償却概念形成上の基底——固定資産の評価損

(1) Littleton 教授の減価償却観批判

減価償却概念の生成過程を検討して減価償却を典型的に研究したものに Littleton がある。氏は初期の減価償却を二つの異なった立場から考察している、一つは償却資産を個人企業の売残商品 (unsold merchandise) と同様に考察するものであり、棚卸法による評価差損を減価償却として取扱う方法をのべている。いま一つは減価償却を会社資産の生命を長期にわたって更新 (renewals)・

§ 2 減価償却概念形成上の基底

維持(maintenance)するという立場から考察するものである。前者の例示として John Mellis (1588) の掲げる家具勘定の減損, Stephen Montague (1683) の例示する家畜勘定の評価損, John Mair (1757) 等の取扱う船・家屋・その他の財産の混合勘定の取扱いをあげている。いずれもその対象は「個人企業」(simple proprietorship) の所有財産である。後者の例をなしているものは鉄道業発展の初期における固定資産の損耗の認識であり, *American Railroad Journal* (1841) を初め D. Lardner, *Railway Economics* (*Railway Economy* の誤りである…著者) (1850) を引用しながら機関車・車輛等についての当時における多様な償却方法をあげている。これらが「株式会社」の長期耐用資産 (long-lived corporate assets) に関する点で前者と対蹠的である。前者は明らかに固定資産の減価償却を商品同様、物財の評価損として認識している点で、それは近代的な意義での減価償却概念に包括せられるのに値するものではなく、単なる財産の評価損の処理方式にすぎないものである。減価償却概念生成のためには、何よりも先に固定資本なる概念が成立せねばならず、しかもその成立の前提のためには、資本の回転における二つの類型、すなわち価値形成移転様式の種別認識を欠くことはできない。Littleton の理解は、単に個人企業の商品以外の営業用財産の評価処理であっただけでなく、固定資本の物理的側面においてもつ外見的類似にのみとらわれて、価値移転という経済的差異を無視した点で根本的な誤謬を犯している。

なるほど家具・家屋・家畜・船等は 16・7 世紀のものと 20 世紀のそれとは、その使用価値の点だけをみればほぼ類似の効用を与えるものといえよう。しかし家具や家屋等は、家具であり家屋であることによって固定資本となるのではなく、それがおかれている経済的諸関係によって商品ともなり固定資産ともなるものである。商品としての家具等は、交換により全体として流通上の資本に転形するに反して、固定資産としての家具等は、商品売却収入から消耗した価値部分を補填して初めて流通上の資本となる。しかもその実現は部分的である。

第1章 減価償却概念の萌芽的形成

Littleton は物財のとり使用価値の同質性にのみとらわれて、資本のもつ歴史性を無視してしまったわけである。にもかかわらず Littleton の減価償却観の史的・分析上注目すべき点がある。それは初期の減価償却を収益に対応する費用もしくは原価とみず「使用による損壊」(decay from use)¹⁾として、物理的側面と価値的側面とを統一的に扱った点である(もちろん Littleton は、このような観念は、単純であり減価償却の本質を把握するものとはみていない)。

資本主義確立過程における個人企業の減価認識の基底をなしたものは、使用財の物理的・機能的消耗であった。財の使用価値の減退すなわちその効用低下が、交換価値の喪失すなわち「価値の損耗」(loss of value)と認定せられた。「価値のロス」なる概念は、物財の価値の喪失だけでなく、所有の側面からすれば、資本の喪失をも併せ意識した概念でもある。かくて損耗部分を損益勘定にチャージする会計的処理が行なわれたのである。故に「価値の損耗」なる概念は、減価償却概念の萌芽的類型とみることができる。

(2) 使用による減損と価値の喪失——16・7世紀の減価償却観

「価値の損耗」という概念を類型化する挙証として、次に2, 3の例を示しておく。²⁾

1) John Mellis, *A Briefe Instruction*³⁾(1588),

元帳家具勘定の記録

“Implements of householde here against is due to have *xl. xs.* and is for so much as I doe finde at this day to be consumed and worn, which said *xl. xs.* for the decay of the said householde stufte is borne to profit and losse in Debitor(15).....10/10/0”

家具の評価が行なわれ、その使用に基づく減価が認識されている。減価の損益勘定への記録は、次の如く「腐朽による損失」である。

§ 2 減価償却概念形成上の基底

“More *xl. xs.* for so much lost by decay householde
stuff as in Creditor (06)10 / 10 / 0 ”

2) Stephen Monteage, *Debtor and Creditor Made Easie*. (1675)⁴⁾

“Balance is Dr. to Account of Horses for 6 resting, valued at 7
l. apiece, £ 42. Loss and Gain is Debtor to the said, for their
use and impairing, £ 6.”

馬勘定へは、次の如く貸記されている。

“1676. Apr. 9. By Loss and Gain, lost by their use—£ 6.”

その結果馬は 8 ポンドから 7 ポンドにそれぞれ償却されることになった。またここでは減価認識の基礎を馬の使用と損傷ににおいている。

なお Mason は該書における借用権 (lease) の評価損、牝牛の原価以上での評価、羊の原価での処理をあげ⁵⁾、初期における減価償却の取扱を例示しているが、それは減価償却に値するものでないことはいうまでもない。

3) *The Gentleman and Lady's Accomptant*. (1744) (著者不明)

家具評価損の仕訳

“Income and Expence Debtor : To House-Furniture
for Ware and Tare 10 / 10 / 0 ”

元帳勘定の記録

“March 25, 1742, By the Income & Expence charg'd
for Wear and Tear ”

かくて家具勘定の残高は「現在価値」(the present value) を示すものとなっている。ここにおいても減価認識の基礎は、家具の使用による減耗破損なのである。

以上の例示によって、初期における財の減価認識の共通の基底は、財の「使用による減耗」「使用から生ずる腐朽」であることが判明した。すなわち商業資本の蓄積過程においては、財の「使用」による効用低下が、価値喪失の根本的要因であると認識していたことが判明する。技術の進歩が鈍く、生産力の発

第1章 減価償却概念の萌芽的形成

展が停滞していた当時においては、未だ道徳的減価の認識は生じなかったのである。

当時における家具・家畜・家屋・船等は、使用財であるとともに、時に応じて商品ともなった。財産勘定は、その購入原価、後発費用が借記せられ、売価および財産運営収入が貸記された。この会計処理は明らかに、商品と使用財との経済的本質に関する混沌とした意識を表明するものである。

初期における減価償却概念形成の基底が、財の「使用」であることが明らかとなった。では減耗測定の尺度となったものは何であろうか。減耗は、原初価値すなわち帳簿に記録された購入価額に対するものに他ならないし、減価測定の手懸りとなるものは、実地棚卸に基づく市場価額との対比でなければならない。したがって、「使用」とはこの場合、生産的使用なのか、収益的使用なのかは明らかでないにしても、使用による減価がロスとして損益勘定にチャージされている限り、評価損として市場価額と不可分の関係をもっていたことは明らかである。財の使用は、その物理的な効用低下をもたらしことも当然であり、「もし売却するとすれば」(as if sold)⁶⁾ それだけ安価で市場に提供せねばならない。この認識が、当時の商人をして使用価値と交換価値との統一的処理を必要とせしめ、損益勘定へのチャージという会計処理を選ばしめたのである。⁷⁾この段階では、財一般の市場評価を通ずる価値の喪失、すなわち「原価の減価」が「資本の喪失」として意識せられただけであって、資本のとり回りの種別は意識されていない。固定資本という概念は未だ成立せず、したがって減価償却なる概念の形成はありえなかったわけである。ただ会計処理上の形式だけが後の減価償却費処理と類似性をもつので、減価償却の萌芽的形態とみるゆえんである。

1) A. C. Littleton, *Accounting Evolution to 1900*, 1933, p. 227.

2) Penndorf は 1408年に道具類を評価して、年の経過による損傷を認め償却した例をあげている。Garner は 13 世紀末にジェノアの航海に関する記録に事務長が減価償却の理論に精通していたことをあげ、またメディチ家の 1531 年の組合の総勘定元帳には減価償却費が計上されていたという。